

令和7年第3回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年3月10日（月） 午後3時00分

開催場所 岐阜市役所 庁舎6階 6-1 大会議室

出席委員 西垣 隆・梶下 信孝・山口 貴範・江崎 美咲
藤吉 理功・林 明・山中 敏彰・酒井 勉
河田 均・松野 芳正・清水 健吉・館林 朋子
高橋美穂子・永田 俊幸・野々村 貢

欠席委員 岩佐 哲司・江崎 和浩・林 安廣

議 長 栗本 恒雄

農地利用 最適化推進委員会 伊藤 一仁・塙谷 芳美・大野 政司・大野 達朗
小川 正美・加藤 一夫・加納 啓吉・窪田 博
栄原 修司・神山 肇・小林 英彦・近藤 敏弘
酒井 秀男・高橋 正男・田中 光弘・玉田 昇三
戸崎 和美・野水 千尋・林 俊朗・平手 金治
福井 恒夫・堀 美勝・本田 忠男・松岡 靜典
宮部 辰男・森瀬 秀雄・柳原 芳靖・山口 温朗

事務局 事務局長 三嶋 克之 副主幹 佐藤 智香
主査 小木曾高志 主査 佐々木宗弘
主査 中村 修 主任主事 近藤 聰美
主事 桂川 裕貴 主事 熊澤 宏之
主事 江川 充洋 主事 藤野 元志

関係者 経済部農林課主査 小坂 百香

議事	議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について 議案第 11 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について 議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について 議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について
	報告第 7 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について 報告第 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について 報告第 9 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和7年第3回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中16名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号16番、高橋美穂子委員、議席番号17番、永田俊幸委員の両委員、よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転13件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第10号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番及び2番、長良地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3番、常磐地区の申請は、岐阜薬科大学の設置者が岐阜市から岐阜市公立大学法人に変わるため、所有権移転するものです。申請地では試験研究圃場として薬用植物を栽培するものです。

4番、南長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、北長森地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

7番、方県地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では果樹を栽培するものです。

4ページをお願いします。

8番、茜部地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

9番、西郷地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

10番、芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

11番、合渡地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

5ページをお願いします。

12番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

13番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

14番、柳津地区の申請は、農業経営の安定を図るための使用貸借権の設定です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第10号について事務局から説明がありました。各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。

それでは、1番および2番、長良地区は、酒井勉委員、お願いします。

酒井委員

1番および2番の申請は、いずれも農業経営を拡大するため受人へ畠を譲り渡すものです。

1番の申請は、3月3日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人の代理人と共に現地立会いを行いました。また、2番の申請も3月3日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、いずれも果樹を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3番、常磐地区は、河田均委員、お願いします。

河田委員

3番の申請は、試験研究圃場として利用している、田および畠について、岐阜薬科大学の設置者が、岐阜市から岐阜市公立大学法人へ変わるため、行うものです。

2月12日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、シャクヤクやトウキなどの薬草を栽培される予定です。

引き続き、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4番、南長森地区、5番、北長森地区は、林明委員、お願いします。

林（明）委員

4番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

3月5日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、いちじくなどの果樹を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりましたので、許可は問題ないと考えております。

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

3月4日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻や野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、6番、黒野地区及び7番、方県地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

6番の申請は、農業経営を拡大する受人へ畠を譲り渡すものです。

2月26日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、柿を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

7番の申請は、農業経営を開始する受人へ畠を譲り渡すものです。

2月26日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人、受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、果樹を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番、茜部地区は、事務局より説明します。

佐々木主査

8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畠を譲り渡すものです。

2月6日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員および受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、みかんなどの柑橘系を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりで、許可は問題ないと考えていることです。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、9番、西郷地区は、松野芳正委員、お願ひします。

松野委員

9番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畠を譲り渡すものです。

2月27日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、10番、芥見地区は、清水健吉委員、お願ひします。

清水委員

10番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

2月28日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、受人とともに現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりで、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、11番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願ひします。

山中委員	11番の申請は、農業経営を開始したい譲受人へ、畑を譲り渡すものです。 2月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。 申請地では、野菜を栽培される予定です。 譲受人は、地域の取り決めなども十分承知されており、許可は問題ないと考えております。
議長	ありがとうございました。 続きまして、12番、三輪山県地区は、山口貴範委員、お願いします。
山口委員	12番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。 申請地では、水稻を栽培される予定です。 受人は、地元の取り決めも十分承知されており、許可は問題ないと考えております。
議長	ありがとうございました。 続きまして、13番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。
松野委員	13番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。 3月5日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。 申請地では、飼料用の大豆を栽培される予定です。 受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。
議長	ありがとうございました。 続きまして、14番、柳津地区は、事務局より説明します。
佐々木主査	14番の申請は、農業経営の安定のため借入へ、田を貸し出すものです。 3月3日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び借入の代理人と共に、現地立会いを行いました。 申請地では、果樹を栽培される予定です。 立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守つていただくことを確認しましたので、許可は問題ないと考えているところであります。

議 長

ありがとうございました。

議案第 10 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 10 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 11 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、1 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第 11 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

7 ページの総括表をご覧ください。

今回は、1 件、6,229.00 平方メートルです。

8 ページをお願いします。

1 番、網代地区の申請は、畠地転換で一時転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため、例外的に許可し得るものです。

また、1 番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、84 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、掛洞プラントから北東へ 1.8 キロメートルほどの農地です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 11 号について事務局から説明がありました。

1 番、網代地区の申請については、現地調査を行いました。

1 番、網代地区の申請について、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

1 番の申請は、田を畠に転換するための一時転用です。

3月5日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、飼料用の大豆を栽培される予定です。

立会いの際、施工にあたり、申請地付近の農地、水路について、影響がないよう配慮することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第11号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第11号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第12号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第12号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

10ページの総括表をご覧ください。

今回は、6件、合計12,676.49平方メートルです。

11ページをお願いします。

1番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管及び下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、1番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、85ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、黒野小学校から南西へ300 メートルほどの農地です。

2番、岩地区の申請は、使用貸借により、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ですが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

3番、芥見地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管及び下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に2以上の教育施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、3番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、86 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、藍川北中学校から西へ100 メートルほどの農地です。

12 ページをお願いします。

4番、三輪地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えていため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

13 ページをお願いします。

5番、柳津地区の申請は、所有権移転により、精密機械加工工場に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ですが、転用目的が県承認済みの地域経済牽引事業計画に基づき、岐阜市の土地利用調整区域において施設用地を整備されるものであるため、例外的に許可し得るものです。

また、5番の申請につきましては、1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、87 ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、柳津生涯学習センターから西へ 500 メートルほどの農地です。

6 番、柳津地区の申請は、使用貸借により営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地の転用は、原則不許可ですが、転用期間が 3 年の一時転用であり、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないため許可し得るものです。

下部の農地では、ゆずを栽培する予定です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 12 号について、事務局から説明がありました。

1 番、黒野地区、3 番、芥見地区及び 5 番、柳津地区の申請については、現地調査を行いました。

まずは、1 番、黒野地区の申請について、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

1 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

2 月 26 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しております、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 番、芥見地区の申請について、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

3 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

2 月 28 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しております、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5 番、柳津地区の申請については、事務局より説明します。

佐々木主査

5番の申請は、精密機械加工工場として転用するものです。

3月3日に、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び譲受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しております、許可は問題ないと考えているとのことです。

議 長

ありがとうございました。

議案第12号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第12号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第13号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見決定について、令和7年3月4日付け、岐阜市経農第1481号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

小坂主査

農林課水田係の小坂と申します。

それでは、議案第13号について説明いたします。

14ページをご覧ください。

今回、農用地利用集積等促進計画の件数は、賃貸借が21件、使用貸借が1,048件、受け手を変更する使用貸借の件数は141件あります。

各設定内容の詳細については、15ページから62ページに記載しております。

説明は、以上です。

議 長

ただいま、議案第13号について、事務局から説明がありました。

議案第13号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第13号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。
議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第7号から第9号について、事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、報告第7号農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。
64ページをお願いします。
許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。
届出は、29件、合計39,045.61平方メートルです。

続きまして、報告第8号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

66ページをお願いします。
市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。
届出は、9件、合計3,745.00平方メートルです。
明細は、67ページから68ページです。

続きまして、報告第9号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

70ページをお願いします。
市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。
届出は、47件、合計24,563.61平方メートルです。
明細は、71ページから83ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和7年2月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。
それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。
ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時32分閉会を宣す。